

さぬき動物愛護センター規則をここに公布する。

平成30年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第54号

さぬき動物愛護センター規則

(設置)

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての県民の関心及び理解を深めるとともに、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に寄与するため、さぬき動物愛護センター（以下「センター」という。）を高松市に置く。

(業務)

第2条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に関すること。
- (2) 犬又は猫の譲渡の推進に関すること。
- (3) 災害時における動物の適正な飼養及び保管の普及啓発に関すること。
- (4) 人と動物に共通する感染症の予防に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第3条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 副主幹
- (4) 主任
- (5) その他の職員

(職務)

第4条 所長は、上司の命を受けてセンターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 次長は、所長を補佐する。
- 3 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。
- 4 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。

(利用することができない日)

第5条 センターを利用することができない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、センターを利用することができない日を変更し、又はセンターを利用することができない日を設けることができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの業務の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年2月1日から施行する。

(香川県行政組織規則の一部改正)

2 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務) 第3条～第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>健康福祉総務課～薬務感染症対策課 略 生活衛生課 (1)～(13) 略 <u>(14) さぬき動物愛護センターに関すること。</u> <u>(15) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(分掌事務) 第3条～第6条 略</p> <p>第7条 健康福祉部の各課(子ども政策推進局の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 健康福祉総務課～薬務感染症対策課 略 生活衛生課 (1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>2 略</p>

(香川県会計規則の一部改正)

3 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条関係) 所の名称 1 知事部局の所 (1)～(21) 略 <u>(22) さぬき動物愛護センター</u> <u>(23)～(44) 略</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>別表第1(第2条関係) 所の名称 1 知事部局の所 (1)～(21) 略</p> <p><u>(22)～(43) 略</u></p> <p>2・3 略</p>

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

4 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第2条、第6条関係）				別表1（第2条、第6条関係）			
出先機関及び代決者				出先機関及び代決者			
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者	
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位
略				略			
健康	略			健康	略		
福祉 部	香川県食肉衛生検査所	略		福祉 部	香川県食肉衛生検査所	略	
	<u>さぬき動物愛護センター</u>	次長					
略				略			
備考				備考			
略				略			

(庁舎管理規則の一部改正)

5 庁舎管理規則（昭和46年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
出先機関等	庁舎管理者	出先機関等	庁舎管理者
1～12 略		1～12 略	
<u>13 さぬき動物愛護センター</u>	<u>さぬき動物愛護センター</u> 所長		
<u>14～29</u> 略		<u>13～28</u> 略	

(香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

6 香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則（平成4年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(規則で定める県の機関等)	(規則で定める県の機関等)

第2条 略

(1)～(9) 略

(10) さぬき動物愛護センター

(11)～(14) 略

第2条 条例第2条第1項の規則で定める県の機関等（以下「機関等」という。）は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略